

「確認表示板」の設置について

確認済証の交付を受けた建築物及び工作物の工事に着手するときは、**工事現場の見やすい位置に、建築基準法による確認済であることを示す表示板を設置しなければなりません。**違反した場合には罰則が科されることもあります。

(建築基準法第 89 条及び同第 102 条)

表示板の様式は下記によります。

(建築基準法施行規則第 11 条)

※平成 19 年の規則改正により工事監理者氏名の記載欄が追加されました。

※平成 27 年の規則改正により確認表示板の記載内容が変わっています。

第 68 号様式

建築基準法による確認済	
確認年月日番号	令和○年○月○日 第○○○○号
確認済証交付者	○○ ○○
建築主又は 建築主氏名	○○ ○○
設計者氏名	一級建築士事務所 (株) ○○○○設計事務所 一級建築士 ○○ ○○
工事監理者氏名	一級建築士事務所 (株) ○○○○設計事務所 一級建築士 ○○ ○○
工事施工者氏名	○○ ○○
工事現場管理者氏名	○○ ○○
建築確認に係る その他の事項	

※縦 25cm×横 35cm 以上で、木板、プラスチック板その他これに類するものとする。

【注意点】

- 1 設計者及び工事監理者が建築士の場合には、設計者氏名及び工事監理者氏名の欄にその者の**一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別**を併せて記入してください。
- 2 設計者及び工事監理者が建築士事務所に属している場合には、設計者氏名及び工事監理者氏名の欄に**その名称及びその一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別**を併せて記入してください。